

平成25年度 前期 定期期末試験問題（法学部）

法学部

授業科目名	国際機構法(国際機構法特別特殊講義)	担当教員	柴田 明穂
試験日	7月 29日(月)	問題文	
試験時間	10:40～12:10	頁数	1頁

以下の文章を基にして、下記の問題に解答しなさい。

学生A：2011年に国連国際法委員会(ILC)が仮採択した国際機構の責任条文案は、国家の責任条文案とのパラレリズムから逸脱する条文に注目することにより、理解が深まると聞いているけど、君はどの条文に注目している？

学生B：私は、国家を構成員とする国際機構の責任をめぐって、加盟国の行為に関連して生じる国際機構の派生的責任と、国際機構の行為に関連して生じうる加盟国の補完的責任に関わる条文案に注目しているわ。

学生A：あれ？僕は、行為の帰属をめぐって、国際機構の利用に供された国家機関の行為をめぐる条文案に注目していたけど、間違っていたかな？

学生B(発言①)：間違っていないわ。A君が注目する条文案と、私が注目する国際機構の派生的責任に関する条文案は、特に国連の平和維持・強制活動をめぐる国連の責任の成否をめぐって、密接に関連されながら議論されていると私は理解しているわ。

学生A(発言②)：でも僕が注目している条文案は「行為の国際機構への帰属」の問題であるのに対し、君の注目している条文案は「国家の行為に関連して生じる国際機構の責任」の問題だよね。この2つの問題は、ILC条文案では別個に取り扱われているはずだよね？

問 題

学生Aと学生Bが注目しているILC条文案の番号とその意義を明記した上で(条文の和訳ではない)、発言①と発言②の適切性につき評価しなさい。

その上で、それら条文案を国連の平和維持・強制活動に適用する際に生じうる論点や課題につき論じなさい。

解答例

学生Aが注目しているのは、ILC国際機構の責任条文案（以下ILC条文案）第7条で規定されている問題である。国家の責任に関する条文第6条の類似規定と異なり、第7条でいう「利用に供されている」という概念は、単に国際機構に貸与されているような国家の機関の行為についても、その行為に対して同条で定める「実効的支配effective control」を国際機構が行使している場合には、当該国際機構に行為が帰属するとする条文である。主に、国連平和維持・強制活動に対し派遣された軍事部隊を念頭に、それを派遣した加盟国が懲戒権等を引き続き維持している場合、従ってILC条文案第6条でいう国連の機関ないし準機関(organ or agents)にはならない場合が想定されている。

学生Bが注目しているのは、国家の行為に関連して国際機構が責任を負う場合を規定したILC条文案14条から17条と、国際機構が負った責任につき特にその賠償支払い義務につき加盟国が何らかの責任を負う場合があるかを規定した第62条（加盟国の責任を補完的(subsidiary)と明記）と第40条に関わる。ILC条文案14条から17条のうち、国家の責任に関する条文案にはないのが、国際機構が拘束的な決定や勧告的な決議によりその加盟国に対し国際機構が負っている義務を回避するような行為をさせるような場合が想定されている第17条である。ILC条文案第15条は、加盟国の違法行為を国際機構が指揮・支配(direct or control)しており、一定の条件が満たされる場合には、当該行為につき国際機構が国際責任を負うという規定である。この規定も、国連の平和維持・強制活動における加盟国の行動を国連が指揮・支配していたことをもって加盟国が責任を負わない、ないしは、国連が責任を負うべきだという責任配分の議論として展開している。

学生Aの発言②は正確であり、ILC条文案第7条と第15条ないし第17条は、本来、別個の問題を扱った条文である。第7条は、未だに国家機関としての性格を維持しながら国際機構の利用に供されている軍隊等の行為が、いかなる場合に国際機構の行為になるかという行為の帰属の問題を扱っている。これに対し、第15条や第17条は、違法行為それ自体は加盟国に帰属しているが、それへの関与(causal contribution)の仕方によって国際機構が責任を負いうる場合を規定している。ただ、学生Bの発言①も、第7条、第15条、そして第17条が国連の平和維持・強制活動をめぐる国際責任を、国連に負わせるべきかそれとも加盟国が負うべきかという実質的な課題との関連でその適用可能性が議論される条文である（時として錯綜している場合もある）という意味では、間違っていない。

国連の平和維持・強制活動に適用する上で現在問題となっているのが第7条である。この規定は、一方で国連法務部より、国連のこれまでの実行と整合しないとして批判されている。国連の実行は、活動上の指揮及び支配(operational command and control)の下にある全ての軍隊は国連の補助機関となり（従ってILC条文案上は第6条が適用されて）国連の行為としてその責任を負うのに対し、国連が授權だけをして派遣国の指揮及び支配の下で活動する多国籍軍の行為については責任を負わないとの立場であるからである。他方でヨーロッパ人権裁判所(ECHR)の判例のいくつかは、国連から適正に権限の委任がなされ、国連への報告義務があり、その委任された権限が指揮系統を通じて実効的に行使されているような国連の「究極の権能及び支配」の下にある活動については、その行為は国連に帰属し、部隊を派遣した加盟国は責任を負わない（ベーラム対仏事件、サラマチ対仏、独、ノルウェー事件）との判断を示した。ILC条文案第7条は、こうした国連からの批判にも応えつつ、ECHRの判例にも従わないことを明示した上で、第1読起草時から修正されることなく規定された。今後の実行が、第7条と整合的に展開するかが問われている。